単品スライド条項の実施フロー

7日以内

１．単品スライド請求（受注者 ⇒監督職員⇒発注者）

○ 適用される工事
- 請求日以降の工期が２ヶ月以上ある工事
- 適用日時点で継続中及び適用日以降に新規契約する工事のうち、対象品目となる材料の価格が工事費総額の１パーセントを超える工事

○ 請求日
- スライド変更の可能性があるとして，受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日

○ 必要な提出様式・作業等
- 受注者は監督職員および工事課等を経由して契約監理課に請求書[様式１]を提出する

２．協議開始日の通知（発注者 ⇒ 監督職員⇒受注者）

○ 協議開始日
- 請求日から７日以内に通知
- 原則工期末から４５日前の日を設定

○ 必要な提出様式・作業等
- 工事課等は協議開始日を契約監理課に通知する。契約監理課は協議開始日を監督職員を通じて受注者に対し，[様式２]により通知する。
- スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く清算変更をすることが望ましい。

14日以内

３．協議開始日（[様式２]で通知した日時）

○ 必要な提出様式・作業等
- 受注者は証明書類及び「[様式３]を監督職員に提出する。
- 工事課等は受注者から提出された証明書に基づき、スライド額を算出する

① 精査した結果，スライド対象外となる場合
⇒発注者は監督職員を通じて受注者に対し，スライド対象外となる旨を[様式５]により通知

② 精査した結果，スライド対象となる場合
⇒発注者は監督職員を通じて受注者に対し，スライド額の協議開始を[様式６]により通知

４．スライド額の確定（受注者の承諾：協議開始から１４日以内）

○ 必要な提出様式・作業等

① 受注者がスライド額を承諾する場合
⇒ 受注者は，監督職員および工事課等を経由して契約監理課に[様式７]を提出する

② 受注者がスライド額を承諾しない場合
⇒ 協議開始日から１４日以内に承諾が得られない(協議が整わない）場合，監督職員および工事課等は，その旨を契約監理課へ報告する。契約監理課は協議内容を調査の上，スライド額に問題がないことが確認できた場合は，発注者が金額を定め受注者により通知する。

５．契約変更

６．工期末